

令和5年度第1回茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会 会議録

議題	<p>1 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会及び児童クラブ待機児童解消対策について</p> <p>2 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施者募集要項（案）について</p> <p>3 その他</p>
日時	令和5年4月27日（木）13時00分～14時30分
場所	茅ヶ崎市役所 分庁舎5階F会議室
出席者氏名	<p>小泉裕子委員、高田陽子委員、山本裕子委員</p> <p>（事務局）青少年課 村上穰介教育推進部長、関山知子課長、和田麻里課長補佐、 小井戸美樹主査、齋藤匡博主査</p>
会議資料	<p>次第</p> <p>【資料1】茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会規則</p> <p>【資料2】茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会委員名簿</p> <p>【資料3】茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策（令和5年度～7年度版）</p> <p>【資料4】茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施者募集要項（案）</p> <p>【資料5】茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施者選定基準（案）</p> <p>【資料6】茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施者選定評価表（案）</p> <p>【資料7】提出書類一式</p> <p>【資料8】令和5年度放課後児童健全育成事業及び施設整備に係る補助金支出予定額</p>
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号による
傍聴者数 (公開した場合のみ)	0人

【委員委嘱式】

- ・委員自己紹介
- ・委員長の選出

○事務局より

- ・委員の過半数の出席を満たし会議の成立
- ・傍聴者の確認（傍聴者なし）

【開会】

○小泉委員長

それでは早速、会議を開始させていただきます。最初に、会議の運営について、事務局から説明があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○事務局

会議の運営について2点ほどご説明させていただきます。

1つ目は会議の公開、非公開についてです。茅ヶ崎市では情報公開条例に基づきまして、審議会の会議については公開を原則としております。個人情報等の非公開情報を含む場合には非公開とするところであり、非公開の決定につきましては、附属機関の長が会議に諮って決定するものとしております。本委員会におきましても、非公開にしたい事項がありますことから、都度委員の皆様にお諮りいたします。

2つ目は会議録についてです。会議録については事務局が作成いたしまして、各委員に内容を確認いただき、公開とされた議題についてはホームページ及び市政情報コーナーで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○小泉委員長

ありがとうございました。ご意見・ご質問等がありますでしょうか。

(意見なし)

引き続きよろしくお願いいたします。それでは、次第に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。議題1「茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会及び児童クラブ待機児童解消対策」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議題1「茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会及び児童クラブ待機児童解消

対策について」説明させていただきます。

はじめに、資料1の茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会規則をご覧ください。

第1条で、本規則が、放課後児童健全育成事業者選定委員会の所掌事項や、組織及び運営に関して、必要な事項を定めていることが記載されております。

次に第2条の所掌事項ですが、放課後児童健全育成事業を行おうとする者の選定に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申いただくものとしております。

第3条で、委員の任期は2年間となっておりますので、宜しくお願いいたします。

第4条は委員長についてです。小泉委員に委員長を行っていただくわけですが、欠席等の場合には、あらかじめ委員長の指名する委員にその職務を代理いただくこととなります。

第5条は委員会についてですが、委員長が議長となり、会議は委員の過半数が出席しなければ開催できないこと、議事については、過半数で決することとなります。

第6条は意見の聴取についてです。必要な場合には会議に関係者の出席を求め、意見・説明を聴くことができることとしております。

第7条は除斥についてですが、今後、民設民営児童クラブの選定を行うにあたり、記載のとおり、直接、利害関係のある事件については、議事に加わることができないこととしております。

第8条は秘密保持についてですが、本条項を遵守いただけますようお願いいたします。

最後に本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとしております。

本委員会に関する説明については以上となりますが、ここまででご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

(意見なし)

続きまして、児童クラブ待機児童解消対策についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

こちらの資料は、国が平成31年度から令和5年度までの5年間を想定して、放課後児童の受け皿整備をプランとして示しました「新・放課後子ども総合プラン」を具現化し、本市が策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」を補完する取組といたしまして、令和5年3月に茅ヶ崎市実施計画2025と連動した令和5年度～令和7年度の待機児童対策を新たに定めたものでございます。

まず、1の目的からご説明いたします。共働き家庭等の増加等に伴い、児童クラブの利用ニーズが拡大するなかで、本市では、待機児童解消を目指して、厳しい財政状況の中、様々な取組を実施して参りましたが、依然として待機児童の解消には至っておりません。多様化する保育需要に対応するためには、児童クラブの整備だけではなく、さらに、多角的な視点から児童の放課後の居場所づくりを検討していく必要がございます。

次に2の現在の状況についてご説明いたします。(1)から(6)でお示し致しました比較表からも、児童数が年々減少しているのに、児童クラブの定員を増加いたしましても、待機児童数は、さらに増加している状況や、女性の就業率上昇等による、共働き家庭の増加及び、核家族化に伴う利

用ニーズが拡大している状況をご確認いただけるところです。

次に、5 ページをご覧ください。（2）待機児童解消対策の基本的な考え方といたしまして、5 つの基本的な考え方を定めました。

1 つ目は、茅ヶ崎市実施計画 2025 の計画の対象期間である令和 7 年度までに、施設整備について、まずは小学 3 年生、いわゆる低学年の待機児童解消を最優先とすること。

2 つ目は、小学 3 年生以上を中心とした長期休暇対策事業の拡充を図ること。

3 つ目は、公設等児童クラブの量的拡大と、効率的な運営を行う、民設民営児童クラブを拡大すること。

4 つ目は、児童の放課後の居場所を多角化するため、小学校ふれあいプラザの実施日拡大・連携強化を促進すること。

5 つ目は、新・放課後子ども総合プランと豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針に基づき、学校施設の利活用について継続して検討することをございます。

引き続き 5 ページの（3）の待機児童対策の推進手法についてご説明させていただきます。令和 5 年 4 月 1 日現在、本市の児童クラブは 35 施設あり、公設民営が 27 クラブ、民設民営が 8 クラブとなっております。児童クラブにつきましては、各小学校区に設置されております。指定管理者制度を採用するクラブが地理的状况等を踏まえ、小学校区を 5 ブロックに分類することで、これまで以上に、効率的かつ効果的に管理運営を行うことを目指してまいります。

次に 7 ページの②ブロック毎の取組をご覧ください。待機児童が 30 人以上見込まれる場合に、新たな民設民営児童クラブを開設し、施設整備を行う予定となっております。令和 5 年度行う施設整備については、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」にも位置づけられた「放課後の学びの場の創出」に即した運営事業者を、該当となる第 2 ブロックの松林小学校区と室田小学校区に令和 6 年 4 月開設へ向けて公募いたします。

次に 8 ページ以降につきましては、令和 4 年度から令和 7 年度までの各学校区やブロックでの児童数等の推計をお示ししています。

11 ページをご覧ください。令和 5 年度に公募を実施する第 2 ブロックにつきましては、既存クラブの定員数の見直しや「新たな民設民営児童クラブの開設」により、令和 7 年度には低学年の待機児童数がゼロになることを見込んでおります。

18 ページをご覧ください。浜須賀第 2 児童クラブの定員数を見直すことで、令和 7 年度には、第 5 ブロックの待機児童数が低学年でゼロになることを見込んでおります。

次に、21 ページをご覧ください。（6）の必要経費につきましては、可能な限り、国・県の交付金や補助金を活用して、市の歳出を抑制することに努めてまいります。

最後に、ご説明させていただきました推計資料は、令和 4 年 4 月 1 日現在までのデータをもとに、算定しておりますが、現在もテレワーク等の増加により、都市部から、子育て世代が湘南地域に人口流入している状況は、続いており、ご参考までに申し上げますと、茅ヶ崎市の人口は令和 5 年 4

月 1 日現在、244,610 人で前年同月と比べて 940 人、また、世帯数は、106,424 世帯で前年同月と比べて 1,526 世帯が増加している状況です。こうした社会情勢の変化によっては、今後、さらなる待機児童数の増加が見込まれます。しかしながら、待機児童数が、新たな施設整備をする目安となる人数を下回る小学校も複数存在しております。そのため、常に、最新の保育需要を見極めながら、必要に応じて対策の時点修正を行い、柔軟かつ適切な方向へ向かい待機児童対策を進めてまいりたいと考えております。

議題 1 に関する説明は以上となります。

○小泉委員長

ありがとうございました。ご意見・ご質問があればお願いいたします。

(意見なし)

続きまして議題 2 「茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施者募集要項（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議題に入ります前に、議題 2 以降につきましては、放課後児童健全育成事業を実施しようとする者を募集する「茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者実施者募集要項」に関する議論であり、募集開始前ということで、市の内部情報にあたるため、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり、非公開とさせていただきたいと考えております。

○小泉委員長

事務局より、議題 2 以降については、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるとのことで非公開としたいとのことですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、議題 2 については非公開といたします。

【以下非公開】

(会議の概要)

・事務局より資料の説明を行ったのち、委員にご審議いただいた。

【閉会】